

平成26年3月20日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、17都道府県の52人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 17都道府県 52人

(東京都8、神奈川県8、千葉県2、埼玉県4、大阪府9、兵庫県2、奈良県1、愛知県1、静岡県1、富山県1、山口県1、福岡県4、宮崎県2、大分県2、山形県1、青森県1、北海道4)

※ 支払期限 平成26年3月31日